「村山市週休２日確保工事実施要領」の改定の概要

■改定概要

（１）「発注者指定型」の廃止

週休２日確保の取組状況の浸透に伴い、「発注者指定型」の呼称を廃止し、緊急を要する工事、対象期間が３０日未満の工事以外の全ての工事について、通期における４週８休以上の確保を必須とする「週休２日確保工事」とする。

（２）工事費の積算

工事費の積算については、国土交通省が令和８年４月から週休２日の取得に要する費用計上を廃止したことに合わせ、当初積算及び変更積算における週休２日確保に係る補正を廃止するものとする。

（３）「週休２日確保工事実施証明書」の発行

「週休２日確保工事実施証明書」は、「完全週休２日(土日)」又は「完全週休２日(交替制)」を達成した工事に限り受注者の求めに応じて発行するものとする。

なお、証明書発行の対象は、令和９年９月までに公告し、令和９年度中に完成する工事とする。ただし、工期延長により完成が翌年度となった場合は、当該工事の完成時点において評価するものとする。

（４）工事成績評定の取扱い

工事成績評定については、変更しない。

■適用

令和８年１０月１日以降に発注手続きを開始（施行伺）する設計書から適用